

(最終案)

平成 年 月 日

本庄市長 吉田信解様

本庄市行政改革審議会
会長 巴高志

本庄市行政改革の推進について（答申）

平成30年7月26日付け本企発第23号により、市長より本審議会に諮問がありました「本庄市行政改革の推進について」につきまして、本庄市行政改革審議会において慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

なお、審議の過程において各委員から提起された意見を取りまとめ、付帯意見として提出いたします。

記

平成30年度から実施されている本庄市行政改革大綱実施計画については、各計画の取組みが、本審議会の意見等を踏まえながら適切に推進されていると評価いたします。

今後も行政改革大綱の方針に基づき、職員の意識改革・行動改革により、職員一人ひとりが常に効率的・効果的な事務のやり方や手法について考え、自ら積極的に事務の見直しや改善を図ることで、市民サービスの向上及び健全な財政運営に繋げ、今回の行政改革の目的である「市民から親しまれ、頼られる市役所の実現」が達成できるよう、引き続き行政改革の取組みに邁進されることを期待します。

◆本庄市行政改革審議会 審議経過（※諮問内容に係る審議のみ記載）

回数	開催日	審議内容
第1回	平成30年11月26日	本庄市行政改革大綱実施計画（平成30年度～平成34年度）における平成30年度上半期進捗状況報告書（案）について

付帯意見

基本方針 1

市民に分かりやすい市役所にしよう！

<改革プログラム No. 1 市民のための親切・丁寧な対応・行動>

計画名 『市民が訪れたいくなる児玉総合支所』

○コンシェルジュ（市役所業務案内人）の導入にあたっては、先進自治体の研究や市役所全体に置くべきかなどの検討を十分にされた上で実施されたい。また、コンシェルジュを務める職員に対して、コンシェルジュとしての自覚を持たせるとともに市役所全体の業務内容について精通させるため、万全の研修体制を整えた上で実施されたい。

<改革プログラム No. 5 国際化に対応した窓口・手続案内>

○今後、市内在住の外国人が増加していくと予測される中で、地元住民と外国人住民が相互に安心して暮らせるよう、例えば「ゴミの出し方」の外国語版パンフレットの配布やゴミ収集所への掲示等、各自治会の協力の下で実施した方が効果的なものについては、自治会と連携を図りながら取り組まされたい。

基本方針 2

職員みんなで効率的・効果的に仕事をしよう！

<改革プログラム No. 6 ICTの有効活用>

計画名 『道路の維持・保全のための効率化』

○道路の維持・保全にあたっては、道路工事中に迂回路等を示した予告標識を工事現場の手前にも設置するなど、安全に配慮しつつ一層の効率化を図られたい。同様に、災害時・緊急時における緊急車両の走行スペースの確保についても対応を検討されたい。

<プログラム No. 9 庁内連携体制の強化>

計画名 『本庄市農産物PR』

○野菜などの本庄産農産物について、市内のスーパーで取り扱われる際に本庄産ということをもっと積極的に打ち出すなど、PRの方法について一層の工夫をされたい。

<プログラム No. 11 勤務体制の見直し>

計画名 『朝型勤務の導入』

○朝型勤務の導入は、業務の効率化など仕事への好影響に加え、家庭内におけるコミュニケーションの増加など生活の充実にも繋がり、職員のワークライフバランスの向上が期待されるため、実施に向けて引き続き推進されたい。

<プログラム No. 12 職員提案制度の活性化>

計画名 『職員提案制度の活性化』

○職員提案制度については、評価基準が曖昧で審査に手間と時間を要し、また以前から思うように提案件数が伸びていないことから、これに代わる表彰制度等の導入等も含め、検討されたい。

<プログラム No. 13 若手職員の人材育成と活用>

○今後の市行政を担っていく若手職員に対し、若い頃から職員としての意識を高め、政策立案のスキルを身につけられるよう、研修機会の充実や自ら進んで様々な経験を積める職場の環境づくりに努められたい。

基本方針 3 安定した財政で未来へつなげよう！

<プログラム No. 17 様々な手段による自主財源の確保>

計画名 『学校給食残渣計画』

○食育に関する学習については、子どもたちだけでなく保護者に対しても重要であると考えられるため、保護者の食育についても計画に加えるよう検討されたい。また、市内においてはセンター方式の学校数の方が多いため、数値目標については自校方式だけでなくセンター方式による給食残渣も対象とされたい。併せて目標設定した数値自体の妥当性についても再度検討されたい。

全体について

○進捗管理シートの作成にあたっては、市民へ公表することを踏まえ、記載の量や言い回しなどの表記方法をある程度統一するとともに、難しい行政用語やカタカナ語、略語等の使用は極力控え、誰が見ても分かりやすい表現とするよう努められたい。